

**「安全管理者」選任時研修（第3回）**  
安全管理者の選任と労働基準監督署への届出はお済みですか？  
資格者の計画的養成や、安全教育としてもご利用下さい。

（一社）三田労働基準協会

50人以上の工業的業種〔注1〕の事業場（企業単位ではなく、支店工場営業所など場所ごとに必要です）は、「安全管理者」を選任し、安全に係る技術的事項を管理させることが義務付けられています（労働安全衛生法第11条）。安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等〔注2〕であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要（労働安全衛生規則第5条）となり、また、労働基準監督署への「安全管理者選任報告」提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。

安全管理者の選任要件の充足、また、異動等に備えての資格者の計画的養成や、社員の安全教育として、本研修をご活用下さい。

- 1 日 時（2日間研修） （いずれも、会場の開場及び受付開始は9：00です）  
1日目： 2023年10月18日（水） 9：20～17：00  
2日目： 2023年10月19日（木） 9：20～12：50
- 2 会 場 三田労働基準協会1階研修センター（裏面案内図参照）  
港区芝4-4-5（都営地下鉄三田駅A9出口徒歩1分、JR田町駅三田口（西口）徒歩8分）
- 3 研修科目 法令に定められた全科目（講師：労働安全コンサルタント、テキスト：中災防発行）
- 4 修了証 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、2日目の研修終了後交付します。
- 5 定 員 30名（先着順）  
（企業・団体等で一定人数以上まとまる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい）
- 6 対象者 新たに安全管理者に選任される者 など。
- 7 受講料 （テキスト代・消費税込み）  
会員 9,000円、それ以外の方 11,000円

8 申込方法等

（1）下記のメールアドレスに、

- ①講習会名
- ②開催年月日
- ③事業場の名称及び所在地
- ④協会会員又は非会員の表記
- ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦受講者の氏名、フリガナ、生年月日、住所 を記載例のように記入してください。

記載例 ①安全管理者選任時研修

②2023年10月18日・19日

③(株)〇〇 港区芝〇—〇—〇

）

を記載いただき10月11日（水）までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記し適格請求書を添付のうえメールを返信いたします。

[shikaku@mita-roukikyo.or.jp](mailto:shikaku@mita-roukikyo.or.jp)

（2）受講料は、10月11日（水）までに、下記口座にお振込みください（振込手数料はご負担願います）。

- |  |                     |
|--|---------------------|
| • 銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店   | • 口座番号：普通預金 0397963 |
| • 口座名義：一般社団法人三田労働基準協会  | • 名義人住所：港区芝4-4-5    |
| ◆振込人名の前に講習会月日をお付けください  |                     |
| ◆法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入してください<br>（例 1018ミタロウドウ・・・等 イツパンシャダンホウジンは不要です） |                     |

(3) 10月11日(水)までの受講取消は受講料全額を返還いたします。(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

(4) 受講者は、返信メール本文の写し、また、修了証受領のための認印をご持参ください。

9 新型コロナウイルス感染症予防のためマスク着用にて出席をお願いします。

問合せ (一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

\*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷協会)の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。

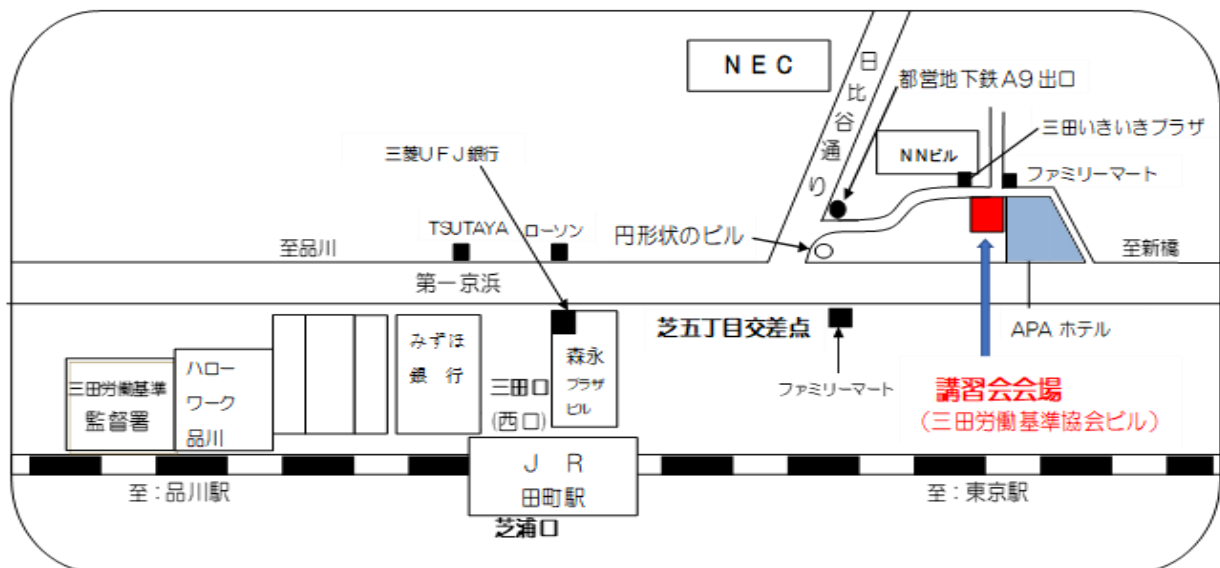
- [注] 1 安全管理者の選任が必要な工業的業種(事業場(場所単位)の規模は50人以上) <安衛法施行令3条参照>  
製造業・建設業・運送業・清掃業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・自動車整備業・機械修理業・各種商品卸売業・各種商品小売業・家具建具什器等卸売業・家具建具什器等小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場・林業・鉱業
- 2 安全管理者の選任要件<詳しくは労働安全衛生規則5条、昭47,10,2告示138号>  
①大学・高専の理系卒業後2年以上の産業安全実務経験者、②高校・中学の理系卒業後4年以上の産業安全実務経験者、③大学・高専の理系以外卒業後4年以上の産業安全実務経験者、④高校の理系以外卒業後6年以上の産業安全実務経験者、⑤7年以上の産業安全実務経験者 など

※ 修了証は、幹事の一般社団法人大田労働基準協会名で発行されます。紛失された時の再発行等の手続きは一般社団法人大田労働基準協会になります。(手数料等が必要です)

※ 個人情報、研修及び修了証発行管理目的以外に利用することはありません。

※ この講習は三田・品川・大田・渋谷協会の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。

## 会場案内図



(一社) 三田労働基準協会ビル 1階研修センター

港区芝4-4-5 TEL 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分

JR 田町駅 三田(西)口 徒歩8分